

諮問実施機関：滋賀県知事（住宅課）

諮問日：平成25年11月27日（諮問第15号）

答申日：平成28年7月21日（答申第20号）

事件名：請求者に関する「県営住宅維持修繕執行伺書」等に関して作成された文書の決裁等の過程を明らかにする文書の一部開示決定に対する異議申立て

## 答 申

### 第1 審議会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立人に行った保有個人情報を不開示とする決定のうち、請求番号23については「『県営住宅管理センター長』に対して請求者が送付した修繕催告書の補充書（平成〇年〇月〇日作成）に関し、県営住宅管理センターから県への報告文書に係る県での『起案・供覧・決裁』の過程を明らかにする文書」を開示すべきであり、請求番号37については諮問第18号で答申した内容に基づきメールサーバーに保管されている文書を保有個人情報として開示すべきであるが、その他の開示請求に係る保有個人情報を不開示とした決定は、妥当である。

また、実施機関が、異議申立人に対して行った保有個人情報を全部開示とする決定のうち、請求番号14については「『県営住宅管理センター長』が請求者に関して行使した原状回復勧告書（平成〇年〇月〇日）に併せて作成された保管義務違反報告書に係る県での『起案・供覧・決裁』の過程を明らかにする文書」を開示すべきである。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 開示請求

異議申立人は、平成25年9月12日付けで、滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「請求者に関する「県営住宅維持修繕執行伺書」に関して作成された文書に係る「起案・供覧・決裁」の過程を明らかにする文書」等合計35件に係る保有個人情報について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対応する保有個人情報として、15件については保有個人情報が記載されている公文書を特定し全部開示を行い、残る20件のうち14件については公文書を「作成していない」、その他6件については個人情報を「受け取っていない」から公文書が存在しないとしていずれも不開示とし、35件の開示を求める請求に対しては、条例第19条第1項の規定に基づき、平成25年9月25日付けで一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、同日付けで異議申立人に対し通知を行った。

### 3 異議申立て

平成25年11月19日、異議申立人は、本件決定にかかる処分を不服として実施機関に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は、平成25年11月27日付け滋住第1361号で、条例第43条第1項の規定に基づき、当審議会に諮問した。

## 第3 異議申立ての内容

### 1 異議申立ての趣旨（異議申立人の主張要旨）

異議申立ての趣旨は、県営住宅の指定管理業務に関しては、責任の所在を明らかにするために文書を作成し、または、受け取る必要があり請求している保有個人情報に記載された公文書が存在するはずである。

また、全部開示された公文書については、請求した文書とは異質な文書を開示したものや請求した文書の一部のみしか開示していないものがある。

### 2 異議申立ての理由

異議申立書、意見書および口頭意見による異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

ア 県営住宅の指定管理業務のうち法的に重要な指導等を行う場合は、指定管理者が独自に行うことはできず、必ず、県の指示に基づいて行ったはずだから、滋賀県文書管理規程（平成17年滋賀県訓令第14号。以下「文書管理規程」という。）に基づいて公文書による業務の実施の指示とその報告を求め公文書として受け取るのが当然である。

イ 管理業務実施に関して作成された報告文書に係る文書に係る起案、供覧、決裁の過程を明らかにする文書は、責任の所在を明らかにするために必要であるにもかかわらず異質な別の文書を開示しまたは請求対象の一部のみ開示して、対象文書を開示しなかったことは、違法・不当な行為である。

## 第4 実施機関の説明要旨

不開示理由説明書および口頭説明による実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

### 1 指定管理者が行う入居者への指導および連絡業務について

「滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例」（昭和34年滋賀県条例第31号、以下「管理条例」という。）第37条第3号により入居者への指導および連絡に関する業務に

については指定管理者に行わせることができることになっており、平成24年3月30日に知事と指定管理者の間で締結した「滋賀県営住宅の管理運営に関する協定（基本協定）」（以下「基本協定」という。）により指定管理者に行わせる業務としている。

## 2 指定管理業務実施における指示および報告について

入居者が管理条例第19条から第23条に規定する保管義務に違反した場合、「入居者の保管義務違反等に関する取扱要領」（平成24年4月1日から実施。以下「取扱要領」という。）に基づき条件付使用許可取消や明渡し請求を行う前段階までの入居者への指導は指定管理者が行うこととしており、当該指導に関して、逐次、県から事前にこういう文書を出すようにとの指示をしていない。また、一定の段階では取扱要領に基づく報告は求めているが、個々の事象の報告を求めることにはなっていない。

## 3 入居者指導業務実施に関する指示等について

入居者指導業務は、指定管理者の業務になっているので、管理条例に基づき適正に指導していただくよう、指定管理者への指示というより指定管理者からの相談に応じているという状態で、その時点で県から指示文書を出すということはあまりない。

## 4 全部開示決定に対する異議申立について

異議申立人が、取扱要領に基づき指定管理者から県に報告することになっていない報告文書の開示を求めていたり、開示したにも関わらず開示されていないとして異議申立をしているものについては、全部開示決定は妥当である。

また、異議申立書に記載されている理由等により、請求対象文書として特定した文書を変更して開示することが可能であると判断できるものについては、異議申立人の意向に沿った開示を行うこととしたい。

## 第5 審議会の判断

### 1 基本的な考え方について

条例は、個人の権利利益を保護することを目的に、第1条および第13条で何人にも実施機関が保有する自己に関する個人情報についての開示を求める権利を保障している。

条例で定めている開示請求制度は、個人が、実施機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であることから、実施機関においては不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。

一方で、条例は開示の例外として実施機関が開示しないことができる個人情報を第15条各号に制限的に列挙し、本人や第三者、法人等の権利利益や、公共の利益等も適切に保護する必要がある場合について規定しており、開示・不開示の判断に当たっては、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較考量する必要がある。

## 2 本件開示請求について

実施機関は、本件開示請求に対し、請求のうち15件については、本件保有個人情報に記載された本件請求対象公文書を特定し全部開示決定をしたが、残る20件については公文書を作成していないもしくは報告書を受け取っていないからそれを処理した公文書が存在しないとして、請求のあった保有個人情報が記載された公文書が存在しないことを理由に不開示決定を行っている。

これに対し異議申立人は、本件決定の取消しを求めているので、本件請求対象公文書の不存在を理由とする不開示決定の妥当性および全部開示決定における対象公文書の特定等の妥当性について、以下検討する。

## 3 本件請求対象公文書の不存在を理由とする不開示決定の妥当性について

### (1) 異議申立人の主張および実施機関の説明

異議申立人は、指定管理者が指定管理業務を行うにあたっては、必ず、県の指示が必要であり、県が指定管理者に指示を行う場合は、文書管理規程に基づき公文書で指示する必要がある。また、指定管理者から指定管理業務の報告を受けた場合は、文書管理規程に基づき公文書として受け取り処理しなければならないと主張する。

一方、実施機関は、指定管理者は管理条例および基本協定において指定管理業務の実施は指定管理者が行うものであり個々の案件について公文書で指示することはなく、また、指定管理業務のうち取扱要領および基本協定に定めがあるものを除き県への報告は必要ないことから報告文書は存在しないと説明している。

### (2) 文書管理規程の規定

上記(1)のとおり異議申立人は保有個人情報が存在する理由として文書管理規程を根拠としているので、文書管理規程の規定について調査した。

#### ア 該当条文

異議申立人の主張から該当する条文は、第3条の事務処理の原則の規定である。

滋賀県文書管理規程（平成17年滋賀県訓令第14号）

（事務処理の原則）

第3条 事務は、原則として公文書により処理しなければならない。

2 公文書は、滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号）その他の関係法令に基づき適切に取り扱うとともに、事務が適正かつ円滑に行われるように処理し、および管理しなければならない。

3 文書管理は、原則として総合事務支援システムにより行わなければならない。

#### イ 文書管理規程第3条の規定の趣旨

この規定には、事務処理の原則が規定されており、第1項において、「事務は、原則として公文書により処理しなければならない」と規定している。

県が編集している「文書事務の手引」によれば、「公文書によらない意思の決定または事実の判断の表示は、ややもすると不明確になり、行政の継続性と安定性を保つ上から好ましくないものであるからである。」とされている。

(3) 指定管理業務の実施に関する関係規定等

指定管理業務の実施については、地方自治法、管理条例、管理条例に基づく取扱要領および基本協定等により行わなければならないが、今回の事案に関して関連する規定は概ね次のとおりである。

ア 地方自治法の規定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項では、公の施設設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、指定管理者に公の施設の管理を行わせることができる旨規定している。

指定管理者制度は、平成15年の改正において設けられたものであるが、従来の「管理の委託」の方式から、法律を根拠とする「管理権限の委任」の方式へと変更されたものであり、指定管理者の責任において「管理」業務の大半を行わせる制度である。

イ 滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例

管理条例第37条は、知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者に県営住宅の管理業務のうち入居者への指導および連絡に関する業務等を行わせることができる旨規定している。

ウ 管理条例の規定に基づく取扱要領および協定

(7) 入居者の保管義務違反等に関する取扱要領

取扱要領は、入居者が管理条例第19条から第23条に規定する保管義務に違反した場合、それを正常な状態に戻して県営住宅の適正な管理を行うための処理について必要な事項を定めている。

取扱要領では、条件付使用許可取消や明渡し請求を行う前段階までの入居者への指導は指定管理者が行い、当該指導に関して県への報告は、次に掲げる区分により行うことと規定されている。

a 保管義務違反報告

指定管理者が、入居者に対し口頭および「保管義務違反通知書」により原状回復するよう注意したのち、1か月を経て入居者が原状に回復しない場合には、入居者に対し直ちに「原状回復勧告書」により勧告を行うとともに、遅滞なく県に対し「保管義務違反報告書」により報告することと規定されている。

b 原状回復最終催告後の報告

指定管理者が、入居者に対し原状回復の勧告を行ったのち、1か月を経ても入居者が何ら原状回復の処置をとらない場合、指定管理者は、入居者に対し「原状回復最終催告書」を送付するが、送付してもなお、入居者が何らの誠意も示さない場合は、条件付使用許可取消および明渡し請求の対象となることから、指定管理者から県にその旨報告することと規定されている。

(イ) 滋賀県営住宅の管理運営に関する協定（基本協定）

管理条例に基づき指定管理者に管理業務を行わせるために知事と指定管理者の間で基本協定が締結されており、管理業務の細則は管理業務仕様書に定めるとおりとしている。

仕様書には、入居者への指導・連絡に関する業務のうち、入居者の保管義務に関して、保管義務違反の把握ならびに是正指導および是正内容の確認等について、県への報告等、管理業務の内容を示している。

また、仕様書中に点在する管理業務に係る報告事項を、「県への報告事項等」として、仕様書の末尾に再掲し、指定管理者が行うべき県への報告事項をまとめて示している。

管理条例の規定に基づき定められた上記(ア)の取扱要領および上記(イ)の基本協定による県への報告は、公の施設である県営住宅を指定管理者に管理させる場合に、条例違反があるにもかかわらず指定管理者の指導に従わない入居者がいるという現状を把握する段階、さらに、原状回復の勧告を行ってもなお従わない入居者がおり、指定管理者から違反の現状を引継ぎ、公の施設の設置者である県が条件付使用許可取消および明渡し請求を行わなければならない段階において報告を受けるものであり、その内容および時期は、地方自治法に定める公の施設の指定管理者による管理制度の趣旨に合致している。

(4) 対象公文書存否の判断

異議申立人の主張、実施機関の説明をもとに対象公文書の存否について、判断すると、次のとおりである。

ア 請求対象公文書のうち異議申立人が実施機関として作成し、保有すべきと主張するもの

(ア) 指定管理者の責任において実施された業務に関するものであるため実施機関の助言等もなかったもの

前述したとおり指定管理者が行う管理業務のうち、入居者への指導および連絡に関する業務において、入居者の保管義務違反があった場合、管理条例および取扱要領に基づき、条件付使用許可取消および明渡し請求の前段階までの業務については、指定管理者が改めて実施機関の判断を仰ぐまでもなく、指定管理者の責任において実施しうる業務である。

このことから、実施機関から指定管理者に対する指示文書等は存在せず、指示文書等に係る起案等の文書は存在しないとの実施機関の主張は不自然なものではない。

この場合に該当する請求は、請求番号3、5、8、10、11、17、20、25、36、である。

(イ) 指定管理者の責任において実施される業務に関するものであるが、指定管理者

からの求めに応じて実施機関が個別に助言等をしたもの

上記(ア)のとおり指定管理者が行う管理業務のうち、入居者への指導および連絡に関する業務において、入居者の保管義務違反があった場合、管理条例および取扱要領に基づき、条件付使用許可取消および明渡し請求の前段階までの業務については、指定管理者が改めて実施機関の判断を仰ぐまでもなく、指定管理者の責任において実施しうる業務であるが、指定管理者からの求めに応じて実施機関が個別に助言等したものがある。

この場合に該当する請求は、請求番号37であるが、諮問第18号の審議において明らかになった事項である。

(ウ) 指定管理者の責任において実施された業務に関するものであるが、指定管理者から念を入れて口頭で実施機関に対し照会があったために、念のために実施機関が口頭で回答したもの

指定管理者が行う管理業務は、上記(ア)で示した範囲では、指定管理者の責任において実施することとなる。

指定管理者は、指定管理業務を地方自治法、管理条例、管理規約に基づく取扱要領および基本協定等の関係規定に基づき行わなければならない、その実施にあたり念のため実施機関との間で、相談等を通じて、関係規定等の内容を確認することもある。

この相談において実施機関が行う回答は、指定管理業務の実施が、関係規定等に沿っているかどうかといった、あらかじめ定まったルールの再確認等に過ぎず、口頭による念のための照会に対し、口頭により念のため回答したものであり、その回答を口頭によったことは、特段、不合理なものではない。

よって、口頭によった回答に関する起案等の文書が実施機関には存在しないとの実施機関の主張は、不自然なものではない。

また、このような定まったルール内での口頭での照会に対する口頭での回答は、電話による確認など同様に軽微な事務処理と考えられ、「事務は、原則として、公文書によらなければならない。」と定める文書管理規程第3条第1項の規定が禁止している事務処理とまでは考えられない。

この場合に該当する請求は、請求番号7、12、22である。

(エ) その他

上記(ア)および(イ)の管理業務の実施に係るもののほか、次のような実施機関と指定管理者の間での事務連絡的なやりとりを対象とした請求事項がある。

対象となった請求内容は、本来、指定管理者を名宛人として送付されるべき質問が県に送付され、質問者から県に対し、センターから回答するよう対応を求められたことに対する、県の指示の過程を明らかにする文書の開示である。

この請求が対象としている、県の行為は、事務を処理するというより、県と質問者の間で文書でやりとした質問事項のうち、質問者に指定管理者から回答させ

ると文書で回答した事項への早期対応のために行う、指定管理者への口頭による事務連絡であり、口頭により対応を依頼したことは、特段、不合理ではない。

よって、指定管理業務の実施に関わる口頭での単純な事務連絡を行うことに関する起案等の文書が実施機関に存在しないとの実施機関の主張は、不自然なものではない。

また、このような口頭での単純な事務連絡は、上記(イ)と同様に軽微な事務処理と考えられ、「事務は、原則として、公文書によらなければならない。」と定める文書管理規程第3条第1項の規定が禁止している事務処理とまでは考えられない。

この場合に該当する請求は、請求番号24である。

イ 請求対象公文書のうち異議申立人が実施機関として取得した文書に関する事務処理上、保有すべきと主張するもの

(ア) 指定管理者から実施機関に行われる管理業務の実施状況報告に係る文書の実施機関における取得、事務処理に関するもの

前述したとおり指定管理者が行う管理業務のうち、入居者への指導および連絡に関する業務において入居者の保管義務違反があった場合、管理条例および取扱要領に基づき条件付使用許可取消および明渡し請求の前段階までの業務については、指定管理者が管理条例および基本協定に基づき指定管理者の判断で行うことができるものであり、取扱要領および基本協定に定められた報告文書以外の報告を行う必要はない。

したがって、報告する必要のない文書を実施機関が取得することはなく、取得することのない文書の事務処理としての起案、供覧、決裁の過程を明らかにする文書が存在しないとの実施機関の主張は、不自然ではない。

この場合に該当する請求は、請求番号4、6、18、21である。

(イ) 指定管理者内での管理業務の実施に係る決裁過程を明らかにする文書の実施機関における取得、事務処理に関するもの

異議申立人は、指定管理者内での管理業務実施に関する起案・供覧・決裁の過程を明らかにする文書について、実施機関での事務処理の過程を明らかにする文書の開示を求めているが、実施機関が取扱要領において報告を求めているのは定まった様式の報告文書であり、指定管理者内で管理業務を実施するために行った起案、供覧、決裁の過程についてまでも報告書の証拠書類として県に報告を求めるという規定は存在しない。

したがって、指定管理者内での管理業務の実施に係る決裁過程を明らかにする文書を実施機関が取得することはなく、取得することのない文書の事務処理としての起案、供覧、決裁の過程を明らかにする文書が存在しないとの実施機関の主張は、不自然ではない。

この場合に該当する請求は、請求番号13である。



ウ 以上のように、今回の請求に当たって異議申立人が、実施機関において作成され  
または取得後事務処理されているはずであると主張する指定管理業務実施に係る指  
示に関する決裁過程を明らかにする公文書や指定管理業務実施に関する報告を受け、  
それを処理した経過を明らかにする公文書は、地方自治法に基づく指定管理者制度  
および文書管理規程の規定の趣旨に照らして判断すると、上記ア（(イ)を除く。）の  
とおり実施機関において作成されていないことおよびイのとおり指定管理者は報告  
する必要がなく、県が取得し処理していないことから、対象公文書が存在している  
とはいえない。

エ 請求対象公文書のうち諮問第18号の答申に基づき、対象公文書を開示すべきもの  
請求番号27『請求者に関する「現状回復最終催告書」（県営住宅管理センター平  
成〇年〇月〇日作成）の作成・行使に関して作成された指示文書に係る起案・供覧  
・決裁の過程を明らかにする文書』については、不存在を理由に不開示決定をして  
いるが、諮問第18号の答申に基づき開示すべきである。

オ 請求対象公文書のうち異議申立人の理由説明に基づき、対象公文書を開示すべき  
もの

請求番号23『県営住宅管理センター長に対して請求者が送付した修繕催告の補充  
書（平成〇年〇月〇日作成）に係る「起案・供覧・決裁」の過程を明らかにする文  
書』については、不存在を理由に不開示決定をしている。

本来、開示請求の手続きは、あらかじめ請求者と実施機関が相談などを通じて請  
求の対象とする保有個人情報と特定して、開示請求を行うことが通例であるが、今  
回の請求の場合は、実施機関の主張によれば請求対象の保有個人情報の特定に関し、  
請求者の協力が得られなかったため、請求内容を「県営住宅管理センター内の修  
繕催告書の補充書に係る決裁過程を明らかにする文書」と特定し、実施機関  
は不存在であるとして、不開示決定を行った。この決定は不合理なものではない。

その後、請求人は異議申立の理由において、「修繕催告書の補充書の県営住宅管  
理センターから県への報告書の県での決裁過程を明らかにする文書」が開示請求の  
対象であると主張するので、実施機関は、県での決裁過程を明らかにする文書を特  
定すべきであったということになるが、これは当初、実施機関が行った特定が間違  
っていたという訳ではなく、本来請求からやり直すべきものと考えられる。

しかしながら、既に不開示決定に対する異議申立もされており、実施機関も異議  
申立人の主張に応じてかまわないと、平成25年12月16日付け滋字第1443号で実施  
機関が当審議会会長あて提出した理由説明書において述べているので、当初からそ  
のように特定し請求されていた場合に準じて、開示請求に係る保有個人情報が記載  
された公文書を「『県営住宅管理センター長』に対して請求者が送付した修繕催告  
書の補充書（平成〇年〇月〇日作成）に関し、県営住宅管理センターから県への報  
告文書に係る県での『起案・供覧・決裁』の過程を明らかにする文書」として開示  
すべきである。

(5) 不開示決定の妥当性について

上記(1)から(4)に述べたように、開示請求に係る個人情報記録されている対象公文書の存否については、(4)のエ、オを除き、開示請求に係る保有個人情報を保有しているとは認定できず、条例第19条第1項により不開示決定されたことは妥当である。

4 全部開示決定における対象公文書の特等性の妥当性について

異議申出人が異議申立書において、全部開示決定における対象公文書の特等性に関して不服を述べているが、それに対する審議会の判断は次のとおりである。

(1) 請求番号9

平成〇年〇月〇日に県営住宅管理センター職員により請求人に対して行われた管理業務は、取扱要領に定める保管義務違反通知書により原状回復を注意するものである。

指定管理者が保管義務違反通知を行った場合、県への報告書の作成義務はなく、請求人に対して行われた保管義務違反通知書の写ししか存在しないことから、これが対象公文書にあたる判断して開示したものと認められるが、その判断は妥当である。

(2) 請求番号14

請求番号14「県営住宅管理センター長が請求者に関して作成・行使した保管義務違反通知書(平成〇年〇月〇日)に関する保管義務違反報告書に係る『起案・供覧・決裁』の過程を明らかにする文書」については、全部開示決定をしている。

本来、開示請求の手続きは、あらかじめ請求者と実施機関が相談などを通じて請求の対象とする保有個人情報を特定して、開示請求を行うことが通例であるが、今回の請求の場合は、実施機関の主張によれば請求対象の保有個人情報の特定に関し、請求者の協力が得られなかったため、請求内容を「県営住宅管理センター長が請求者に関して作成・行使した保管義務違反通知書(平成〇年〇月〇日)に関する保管義務違反報告書に係る決裁過程を明らかにする文書」と特定し、実施機関は全部開示決定を行った。この決定は不合理なものではない。

その後、請求人は異議申立の理由において、「県営住宅管理センター長が請求者に行使した原状回復勧告書(平成〇年〇月〇日)に併せて作成された保管義務違反報告書に係る県での決裁過程を明らかにする文書」が開示請求の対象であると主張するので、実施機関は、原状回復勧告書(平成〇年〇月〇日)に併せて作成された保管義務違反報告書の県での決裁過程を明らかにする文書を特定すべきであったということになるが、これは当初、実施機関が行った特定が間違っていたという訳ではなく、本来請求からやり直すべきものと考えられる。

しかしながら、既に全部開示決定に対する異議申立もされており、実施機関も異議申立人の主張に応じてかまわないと、平成25年12月16日付け滋住第1443号で実

施機関が当審議会会長あて提出した理由説明書において述べているので、当初からそのように特定し請求されていた場合に準じて、開示請求に係る保有個人情報に記載された公文書を、「『県営住宅管理センター長』が請求者に行使した原状回復勧告書(平成〇年〇月〇日)に併せて作成された保管義務違反報告書に係る県での『起案・供覧・決裁』の過程を明らかにする文書」として開示すべきである。

(3) 請求番号19

修繕催告書と修繕催告理由書の開示を求めたにも関わらず、修繕催告理由書のみ開示されたとの申立てであるが、修繕催告書も開示されており、異議申立人の主張は、実施機関から開示された内容の認識を誤ったことに基づくものである。

したがって、当初の判断は妥当である。

(4) その他

全部開示決定に対する上記(1)から(3)以外の不服に関しては、前記3「本件請求対象公文書の不存在を理由とする決定の妥当性について」に述べたとおりである。

## 第6 まとめ

以上により、実施機関が一部開示とした本件保有個人情報について、審議会が行った判断は、別表のとおりである。

よって、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

## 第7 審議会の処理経過

当審議会は、本件異議申立について、次のとおり調査審議した。

年 月 日	審 議 の 内 容
平成25年11月27日	・実施機関から諮問を受けた。
平成25年12月16日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成25年12月17日 (第78回審議会)	・諮問案件の審議を行った。
平成26年1月20日	・実施機関の理由説明書に対し、異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成26年1月28日 (第79回審議会)	・諮問案件の審議を行った。
平成26年2月24日 (第80回審議会)	・諮問案件の審議を行った。
平成26年3月17日 (第81回審議会)	・諮問案件の審議を行った。

平成26年4月15日 (第82回審議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異議申立人から異議申立て理由等について意見聴取を行った。</li> <li>・実施機関から保有個人情報一部開示決定理由等について口頭説明を受けた。</li> </ul>
平成26年5月19日 (第83回審議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問案件の審議、答申案の審議を行った。</li> </ul>
平成26年6月16日 (第84回審議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申案の審議を行った。</li> </ul>
平成26年7月7日 (第85回審議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申案の審議を行った。</li> </ul>
平成26年9月8日 (第86回審議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申案の審議を行った。</li> </ul>
平成26年9月29日 (第87回審議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申の審議を行った。</li> </ul>
平成27年3月20日 (第93回審議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申の修正審議を行った。</li> </ul>
平成27年5月18日 (第95回審議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申の修正審議を行った。</li> </ul>

\*別表省略